

○宮崎大学キャリアマネジメント推進機構規程

〔令和元年12月26日〕
制 定
改正 令和3年9月22日

(設置)

第1条 宮崎大学(以下「本学」という。)に、宮崎大学キャリアマネジメント推進機構(以下「機構」という。)を置く。

(目的)

第2条 機構は、本学における人材育成及び本学教職員のキャリアマネジメントの活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 前条の目的を達成するため、機構に、テニュアトラック推進室、清花アテナ男女共同参画推進室及び次世代研究者支援室を置く。

(テニュアトラック推進室)

第4条 テニュアトラック推進室は、本学におけるテニュアトラック制の推進及びその円滑な運営を図り、テニュアトラック教員の育成を行う。

2 テニュアトラック推進室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(清花アテナ男女共同参画推進室)

第5条 清花アテナ男女共同参画推進室は、多彩な人材がその能力を発揮できる環境を整え、本学の教育・研究の質をより一層向上させるため、男女共同参画の推進に関する具体的事業を企画、立案及び実施する。

2 清花アテナ男女共同参画推進室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(次世代研究者支援室)

第6条 次世代研究者支援室は、本学の博士後期課程学生が実施する研究及びキャリア開発・育成コンテンツを一体的にマネジメントし、様々なキャリアパスにおいて活躍できる人材を育成する。

2 次世代研究者支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月22日から施行し、令和3年9月7日から適用する。